

つがる西北五広域連合告示第10号

つがる西北五広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、つがる西北五広域連合人事行政の運営等の状況を下記のとおり公表する。

平成29年12月28日

つがる西北五広域連合長 平山誠敏

記

つがる西北五広域連合人事行政の運営等の状況の公表

- I. 任免及び職員数の状況
- II. 人事評価の状況
- III. 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV. 休業の状況
- V. 分限及び懲戒の状況
- VI. サービスの状況
- VII. 退職管理の状況
- VIII. 研修の状況
- IX. 福祉及び利益の保護の状況
- X. 競争試験及び選考の状況

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営の状況について、つがる西北五広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成28年度の状況を次のとおり公表します。（給与等については、平成29年4月1日現在の状況も併せて公表します。）

また、広域連合は、平成24年4月から構成自治体の5病院（西北中央病院、かなぎ病院、鱒ヶ沢病院、つがる成人病センター、鶴田病院）が連立化され、職員の構成においても事務局と病院運営局に分かれますので、以下各公表事項においても両局に分けて表記しています。

I 任免及び職員数の状況

両局の一般行政職員は構成市町からの派遣職員で構成され、派遣職員については、職員の採用や退職などの任免については派遣元の市町で行われています。

1 部門別職員数

事務局分

区 分	平成28年度	平成29年度	対前年増減数
一般行政職	7人	8人	1人
総務部門	3人	4人	1人
民生部門	4人	4人	0人

病院運営局分

区 分	平成28年度	平成29年度	対前年増減数
一般行政職	54人	56人	2人
医療職給料表(一)	63人	64人	1人
医療職給料表(二)	120人	133人	13人
医療職給料表(三)	422人	423人	1人
技能職給料表	1人	1人	0人
計	660人	677人	17人

2 派遣元毎の職員数

事務局分

市 町 名	平成28年度	平成29年度	対前年増減数
五所川原市	2人	3人	1人
つがる市	3人	3人	0人
鱒ヶ沢町	1人	1人	0人
深浦町	0人	0人	0人
鶴田町	1人	1人	0人
中泊町	0人	0人	0人
合 計	7人	8人	1人

病院運営局分

市 町 名	平成28年度	平成29年度	対前年増減数
五所川原市	28人	29人	1人
つがる市	7人	7人	0人
鱒ヶ沢町	8人	8人	0人
深浦町	1人	1人	0人
鶴田町	4人	4人	0人
中泊町	3人	3人	0人
合 計	51人	52人	1人

II 人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法の規定により平成28年4月から実施が義務づけられています。

つがる西北五広域連合の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、能力と業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、住民サービスの向上と、より質の高い医療サービスの提供につなげることを目的としています。

- ・評価方法 能力評価及び業績評価
- ・評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・評価スケジュール 5月：期首面談（目標設定）
3月：期末面談（業績の達成度の確認等）

III 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

1 人件費等の状況（平成28年度決算）決算統計より

事務局分

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	27年度の 人件費率
92,486 千円	74,042 千円	80.06 %	85.71 %

病院運営局分

歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	27年度の 人件費率
14,742,838 千円	6,921,854 千円	46.95%	48.21%

2 職員給与費の状況（平成29年度当初予算）当初予算給与費明細

事務局分

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料(基本給)	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 8	千円 29,283	千円 7,961	千円 10,963	千円 48,207	千円 6,026

病院運営局分

職員数 (A)	職員給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料(基本給)	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
人 702	千円 2,642,030	千円 2,147,220	千円 1,044,818	千円 5,834,068	千円 8,311

※ 職員手当は、扶養手当、通勤手当、時間外手当などであり、退職手当や特別職（議員、各種委員）に支給される報酬は含まれていません。

3 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

事務局分

区 分	平均年齢	平均給料月額（注1）	平均給与月額（注2）
行政職（一般事務職）	39.4 歳	301,550 円	367,423 円

病院運営局分

区 分	平均年齢	平均給料月額（注1）	平均給与月額（注2）
行政職（一般事務職）	45.3歳	332,046円	373,840円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

4 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

事務局分

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	0人	0%
2 級	主任	1人	12.5%
3 級	係長・主査	6人	75.0%
4 級	主幹	0人	0%
5 級	課長・副参事	1人	12.5%
6 級	参事	0人	0%
7 級	事務局長・理事	0人	0%
合 計		8人	100.0%

病院運営局分

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4人	7.1%
2 級	主任	9人	16.1%
3 級	係長・主査	14人	25.0%
4 級	課長補佐・室長補佐・主幹	15人	26.8%
5 級	課長・室長・次長・副参事	9人	16.1%
6 級	事務長・参事	4人	7.1%
7 級	病院運営局長・事務部長・理事	1人	1.8%
合 計		56人	100.0%

(注) 1 つがる西北五広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

5 職員手当の状況（平成28年度決算）

(1) 期末手当・勤勉手当

事務局分

手当名	支給額	一人当たり平均支給額	支給割合
期末手当	5,940千円	849千円	2.50月分
勤勉手当	3,471千円	496千円	1.55月分
加算措置	職務上の段階、職務の級による加算措置あり		

病院運営局分

手当名	支給額	一人当たり平均支給額	支給割合
期末手当	590,606千円	874千円	2.50月分
勤勉手当	353,482千円	523千円	1.55月分
加算措置	職務上の段階、職務の級による加算措置あり		

(2) その他の手当支給状況

事務局分

手当名	支給額	支給対象職員数	備考
扶養手当	1,638千円	6人	
住居手当	498千円	2人	
通勤手当	433千円	6人	
寒冷地手当	571千円	7人	
管理職手当	360千円	1人	
時間外勤務手当	1,470千円	6人	
児童手当	1,590千円	6人	

※ 給料及び手当等は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例第7条及び派遣協定により、派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用することとされています。

病院運営局分

手当名	支給額	支給対象職員数	備考
扶養手当	60,847千円	330人	
住居手当	29,278千円	116人	
通勤手当	34,146千円	476人	
特勤手当	543,159千円	575人	
地域手当	71,202千円	68人	医師のみ
管理職手当	83,500千円	118人	
時間外勤務手当	142,226千円	540人	
夜間手当	45,579千円	308人	
宿日直手当	28,178千円	127人	
寒冷地手当	41,990千円	661人	
児童手当	38,765千円	198人	

※ 派遣職員の給料及び手当等は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例第7条及び派遣協定により、派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用することとされています。

6 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成29年4月1日現在)

勤務時間		休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
始業時刻	終業時刻			
8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	7時間45分	38時間45分

※ 医療職(日勤)は8:15~17:00(休憩時間:昼1H)

(2) 年次有給休暇の取得状況

事務局分(平成28年1月1日~12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
140日	115.5日	7人	16.5日	82.5%

病院運営局分(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
12,940日	6,479.5日	647人	10.0日	50.0%

IV 休業の状況

1 育児休業の取得状況

事務局において、平成 28 年度中に育児休業を取得した職員はありませんでした。

(1) 育児休業の取得状況

病院運営局分

区分	育児休業取得者数	
	平成 28 年度新規取得者数	前年度から取得中の者
男性職員	0 人	0 人
女性職員	13 人	17 人
計	13 人	17 人

(2) 平成 28 年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

病院運営局分

区分	育児休業承認期間						計
	6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超	
男性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	0 人	9 人	2 人	2 人	0 人	0 人	13 人
計	0 人	9 人	2 人	2 人	0 人	0 人	13 人

2 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

事務局において、平成 28 年度中に育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありませんでした。

(1) 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

病院運営局分

区分	育児部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
	平成 28 年度新規取得者数	前年度から取得中の者
男性職員	0 人	0 人
女性職員	0 人	0 人
計	0 人	0 人

(2) 平成 28 年度中に新たに育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員の承認期間

病院運営局分

区分	育児部分休業及び育児短時間勤務承認期間						計
	6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超	
男性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

V 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績の不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に行うものです。

事務局及び病院運営局分

種 類	処 分 の 内 容	28年度 処分者数
免 職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0人
降 任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0人
休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	0人
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0人
合 計		0人

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

事務局及び病院運営局分

種 類	処 分 の 内 容	28年度 処分者数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0人
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0人
減 給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	1人
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0人
合 計		0人

VI サービスの状況

1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います（地方公務員法第35条）が、法律又は条例に特別な定めがある場合はその義務が免除されます。

この「法律又は条例に特別な定めがある場合」には、主に以下のものがあります。

(1) 法律に定めがある場合

- 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（労働基準法第7条）
- 年次有給休暇（労働基準法第39条）
- 休職する場合（地方公務員法第27条第2項） ほか

(2) 条例に定めがある場合（職務に専念する義務の特例に関する条例第2条）

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- その他任命権者が定める場合（以下その主なもの）
 - ・ スポーツ大会の役員・審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合
 - ・ 看護協会の研修、役員会等へ参加する場合

2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています。(地方公務員法第39条)

つがる西北五広域連合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

(3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

【営利企業等従事許可件数】(平成28年度)

28件

VII 退職管理の状況

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、営利企業等に再就職した元職員による退職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されるなど職員の退職管理の制度が導入されました。

つがる西北五広域連合では退職管理の適性を図るため、管理職であった元職員が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、つがる西北五広域連合に届出しなければならない旨条例で定めています。

VIII 研修の状況

1 研修の実施状況(平成28年度実績)

職務を遂行する上において必要な知識、技能、態度等を修得させ、その資質及び職務遂行能力の向上を図ることを目的として職員研修を実施しています。

事務局分

研修区分	研修名	受講者数
派遣研修	共済組合事務担当者研修	1人
	建物総合・自動車損害共済事務研修	1人
	メンタルヘルス研修	2人

病院運営局分

研修区分	研修名	受講者数
派遣研修	共済組合事務担当者研修	1人
	人事評価研修	2人
業務研修	新採用者研修	新採用者全員
	感染対策研修会	全職員
	医療安全管理研修会	
接遇研修会		

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 職員健康診断の状況（平成28年度実績）

労働安全衛生法に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため健康診断を実施しています。

事務局分

検診の種類	検査項目	受診者数	備考
職員総合検診	胸部エックス線検査	4人	人間ドック受診者を除く
	尿検査	4人	
	血圧測定	4人	
	心電図検査（35歳以上）	0人	
血液検査	血液一般検査	0人	35歳と40歳以上 ただし、人間ドック受診者を除く。
	肝機能検査	0人	
	血中脂質検査	0人	
	血糖検査	0人	
人間ドック	日帰りドック（30歳以上）	3人	
	脳検診（45歳以上）	0人	

病院運営局分

検診の種類	検査項目	受診者数	備考
職員総合検診	胸部エックス線検査	674人	臨時職員含む
	尿検査	611人	
	血圧測定	681人	
	心電図検査（35歳以上）	381人	
血液検査	血液一般検査	418人	
	肝機能検査	418人	
	血中脂質検査	418人	
	血糖検査	418人	
人間ドック	日帰りドック（30歳以上）	160人	
	脳検診（45歳以上）	46人	

2 公務災害の状況

地方公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途上の災害（負傷、疾病、障害または死亡）を受けた職員には、その災害によって生じた損害が補償されます。

公務災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っております。

公務災害等の発生状況（平成28年度実績）

事務局及び病院運営局

災害区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	1件
合計	0件

3 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されています。

平成28年度において、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

X 競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況

平成 28 年度				
試験職種	受験者数	合格者数	倍率	試験日
看護師	29 人	19 人	1.52 倍	H28. 7. 24 H28. 9. 18
薬剤師	4 人	2 人	2.00 倍	H28. 7. 24 H28. 9. 18
診療放射線技師	6 人	2 人	3.00 倍	H28. 7. 24 H28. 9. 18
臨床検査技師	5 人	2 人	2.50 倍	H28. 9. 18
理学療法士	2 人	2 人	1.00 倍	H28. 9. 18
作業療法士	7 人	2 人	3.50 倍	H28. 9. 18
言語聴覚士	4 人	2 人	2.00 倍	H28. 9. 18
視能訓練士	4 人	1 人	4.00 倍	H28. 9. 18
精神保健福祉士	5 人	3 人	1.66 倍	H28. 9. 18 H29. 1. 29